

Japan Tax Newsletter

クロスボーダーM&Aへの影響が注目されるインド税務裁判例

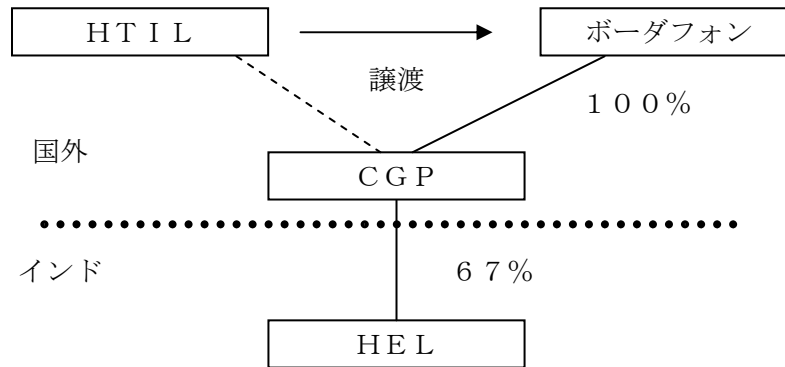
インドにおいて投資や事業を行うに際しては、インド税制の最新の動向を常に把握する必要があります。このたび、インドのボンベイ高等裁判所は、インド企業の株式そのものの売買ではなく、インド企業の支配権を保有しているケイマン法人の株式の売買を外国会社間で行ったケースについて、株式の売買から生じた譲渡益に対してインドの課税権が及ぶとの判断を示しました。クロスボーダーM&Aの税務に関する重要な判断であり、インドに投資をする日本企業への影響もありうることから、注目される裁判例です。

【執筆担当：田中良】

1. ボンベイ高等裁判所 2010 年 9 月 8 日判決（ボーダフォン事件）

2010 年 9 月 8 日、インドのボンベイ高等裁判所は、インド企業の支配権を保有しているケイマン法人の株式の売買を外国会社間で行ったケースについて、株式を売却した企業に生じた譲渡益に対してインドの課税権が及び、株式を取得した企業は株式取得の対価を支払うにあたって源泉徴収を行ってインドの税務当局に納付する義務があるとの判断を示しました（以下、「本判決」といいます。）。問題となった事案の概要は以下のとおりです。

2007 年 2 月、ボーダフォン・グループの会社でオランダ法人である Vodafone International Holdings B.V.（ボーダフォン）は、ケイマン法人である CGP Investments (Holdings) Ltd.（CGP）の全ての株式を、ハチソン・グループの会社でケイマン法人である Hutchison Telecommunications International Ltd.（HTIL）から約 111 億ドルで取得する契約を締結しました（以下、「本件取引」といいます。）。CGP は、インド法人で携帯電話事業等を行っている Hutchison Essar Ltd.（HEL）の約 67%の株式を、直接的及び間接的に保有していました。このため、本件取引によって、ハチソン・グループが有していたHELの支配権がボーダフォン・グループに移転することとなりました。こうして、ボーダフォン・グループは世界の携帯電話市場の中でも成長著しいインド市場への本格的な参入を実現しました。



本件取引に関して、インドの税務当局は、買主であるボードフォンに対して、株式売買の対価を支払うにあたって源泉徴収を行うべきであったと指摘し、源泉徴収税の納付を求めました。納付すべきとされている源泉徴収税額は、約 26 億ドルであるとみられています。これに対して、ボードフォンは源泉徴収義務がないと主張し、訴訟を提起しました。

インドの税務当局は、ボードフォンと HTIL との間で行われた取引の性質について、単なる CGP の株式の売買ではなく、HEL に対する支配権やインドにおいて事業を行うための様々な権利が移転する取引であり、「インドとの十分な地域的結び付き」(“sufficient territorial nexus to India”)を有するものであると主張しました。インドの税務当局は、このような取引の性質を前提としたうえで、本件取引によって HTIL に生じた譲渡益にはインドの課税権が及び、ボードフォンには源泉徴収義務が生じると主張しました。これに対して、ボードフォンは、本件取引においては CGP という外国会社の株式が外国会社間で移転しただけであって、およそインドとの結び付きが存在せず、インドとの結び付きが存在しない取引について源泉徴収を行う義務はないと主張しました。

ボンベイ高等裁判所は、基本的にインドの税務当局の主張を支持し、ボードフォンの源泉徴収義務を認めました。その理由として、本件取引の性質は、単なる CGP (ケイマン法人) の株式の売買ではなく、HEL (インド法人) の支配権やインドにおける事業に関する様々な権利が移転する取引であり、本件取引によって生じた所得は、インドにおいて発生したとみなされる所得であり、「インドとの十分な地域的結び付き」があるとの判断を示しました。そのうえで、源泉徴収義務に関して、インドで課税される金額を非居住者(外国会社を含む)に支払う場合には、支払者が外国会社であっても「インドとの十分な地域的結び付き」を有する場合には源泉徴収義務を負うことになるところ、ボードフォンは本件取引により「インドとの十分な地域的結び付き」を有するものであるから、源泉徴収義務を負うとの判断を示しました。

ボードフォンは本判決を不服として、現在インド最高裁判所に上告しています。

2. 本判決の対印クロスボーダー M&A に対する影響

以上のとおり、本判決は、インド企業を支配する第三国所在の会社(以下、「中間持株会社」といいます。)の株式の売買を外国会社間で行う結果としてインド企業の支配権が移転するケースにおいて、インドの課税権がその買主である外国会社に及ぶという判断を示したものです。

本判決は、本件取引に関する複数の契約書や、関連する事実を総合的に分析して、本件取引が単なる株式売買ではないという認定を行ったものであり、本件特有の事情を前提にした事例判断との見方もありますが、この結論がインド最高裁判所でも支持された場合には、他の事例

においても、それぞれの事案における事実関係をもとに取引の性質が分析され、本件と同様の課税がなされるリスクがあると考えられます。

したがって、本件と同様に、中間持株会社を取得することによってインドへの投資を行おうとする外国会社は、本件と同様の課税をうけるリスクを検討しなくてはなりません。日本企業もインドにおける外国会社ですので、同様の課税リスクを検討する必要があります。

日本とインドとの間には日印租税条約が締結されており、インドの日本企業に対する課税権の行使が制約される場合がありますが、本件と同様の事例を想定した場合、日本企業が当事者となったとしても同様の課税を受ける可能性を否定することができないと考えられます。①日本企業（日本税法上の内国法人でインドに恒久的施設を有しないもの）がインド企業を支配する中間持株会社の株式を取得する場合（本件におけるボーダフォンの立場にある場合）と、逆に、②中間持株会社の株式を売却する場合（本件におけるH T I Lの立場にある場合）を検討してみます。

① 日本企業が中間持株会社の株式を取得する場合：本判決は、インドにおいて課税される金額を支払う者に源泉徴収義務を認めていますので、本判決と同様の考え方によれば、中間持株会社の株式の譲渡益について売主がインドにより課税される場合であって、日本企業がその取引によって「インドとの十分な地域的結び付き」を有するようになるケースでは、その株式の取得対価を支払う日本企業に源泉徴収義務が認められると考えられます。また、株式取得をした日本企業に譲渡益は生じず、インドと日本における二重課税が生じることにはなりませんので、日印租税条約の譲渡収益条項（13条）の適用によってインドの課税権が制限されることはないと考えられます。

② 日本企業が中間持株会社の株式を売却する場合：この事例では、中間持株会社の株式の売却により日本企業に生ずる譲渡益について日本での課税がなされることになるため（内国法人に対する全世界所得課税）、インドと日本における二重課税が問題となり、インドの課税権の行使が日印租税条約によって制約されるかどうかを検討する必要があります。本判決は、外国会社間の中間持株会社の株式の取引を単なる外国法人の株式の売買ではなく、インド法人の支配権やインドでの事業に関する権利移転を含めた取引と認定していますので、本判決と同様の考え方によれば、中間持株会社の株式を売却した日本企業に生じた譲渡益についても、インド法人の株式の譲渡益の性質を含むものとして、源泉地国であるインドに課税権が留保されており、インドは日本企業に対して課税権を行使できると判断される可能性があります（日印租税条約 13 条 3 項）。この場合、日本企業は中間持株会社の株式の対価の支払いを受けるにあたって、源泉徴収に服することになると考えられます。

このように、本判決が認めた外国会社に対する課税は、日本企業にとっても、インドにおける投資・事業に対する大きな障害になるおそれがあると考えられます。ボーダフォン事件に対するインド最高裁判所の判断のほか、今後のインド税制の展開が注目されます。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の田中良（akira.tanaka@amt-law.com）までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Tax Newsletter 担当

仲谷栄一郎、藤田耕司、岡本高太郎

〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止、送付先変更などをご希望の場合には、大変お手数ですが、

tax-newsletter@amt-law.com まで、ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2010